

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学科長選考等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号）第5条第2項に規定する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学科長の選考及び任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第2条 学科長の選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

(選考の時期)

第3条 教授会は、次の各号の一に該当するときは、学科長候補者の選考を行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき。
 - (2) 学科長が辞任を申し出て、教授会がこれを承認したとき。
 - (3) 学科長が欠員となったとき。
- 2 前項第1号の場合は、任期満了日前1月までに選考を完了する。
- 3 第1項第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

(学科長候補者)

第4条 学科長候補者は、短期大学部生産科学科に所属する専任の教授をもって充てる。

(候補者の推薦)

第5条 教授会は、学科長候補者を選考し、学長に推薦する。

(学科長の任期)

第6条 学科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、教授会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に学科長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。